

項 目	基本規程
番 号	I - 01
制 定 日	平成 10 年 11 月 13 日

定款

リフォームテクノロジー株式会社

平成 10 年 11 月 13 日	会社設立
平成 29 年 9 月 1 日	改定
平成 30 年 6 月 29 日	改定
平成 30 年 8 月 16 日	改定
平成 30 年 9 月 27 日	改定
平成 31 年 2 月 14 日	改定
令和 2 年 2 月 10 日	改定
令和 2 年 2 月 28 日	改定
令和 2 年 5 月 29 日	改定
令和 2 年 6 月 5 日	改定
令和 2 年 9 月 30 日	改定
令和 3 年 6 月 25 日	改定
令和 4 年 6 月 24 日	改定
令和 6 年 6 月 24 日	改定
令和 7 年 11 月 1 日	改定
令和 8 年 6 月 29 日	改定
令和 8 年 10 月 1 日	改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リフォームテクノロジー株式会社と称し、英文では Reform Technology , Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 株式の保有、売買、投資およびこれらを通じた子会社、関連会社その他の事業会社の支配、管理
2. 子会社および関連会社の経営管理、経営指導、コンサルティングおよびアドバイザリー業務
3. 建築工事、土木工事、各種設備工事（電気、電気通信、給排水、ガス、空調その他）の請負、設計、施工、監理およびコンサルティング
4. 建物の営繕、修繕、リフォーム、リノベーションに関する事業
5. 住宅設備機器、建材、建具、家具、什器等の企画、製造、販売、施工、保守、レンタルおよびリース
6. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、開発およびこれらに関するコンサルティング
7. コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、販売、保守、運用および賃貸
8. 情報処理サービスおよび情報提供サービス
9. インターネット、通信ネットワーク等を利用した各種サービスの企画、開発および運営
10. 広告、宣伝、マーケティングに関する企画、制作、運用および広告代理業
11. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業および人材関連サービス
12. コールセンターの運営、管理および受託業務
13. 教育、研修、セミナー等の企画および実施
14. 家事代行その他生活支援サービスに関する事業
15. ボランタリーチェーン及びフランチャイズシステムによる事業の企画、運営および管理
16. 医療機関に対する業務支援およびコンサルティング
17. 医療、介護、ヘルスケア関連事業
18. 医療機器、医療材料、医薬品、化粧品、食品等の製造、販売、輸出入
19. 投資事業および各種ファイナンス業務
20. 保証業務
21. 損害保険代理業および生命保険募集業務

- 22. ファイナンシャルプランニング業務
- 23. 産業廃棄物の収集運搬業
- 24. 貿易業およびその仲介、コンサルティング
- 25. 各種商品の企画、製造、販売および輸出入
- 26. 飲食店の経営およびその企画、コンサルティング
- 27. 旅行業および旅行業者代理業
- 28. 各種イベントの企画、制作、運営および管理
- 29. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24,840,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、7 名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5 名以内と

する。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 第一項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ④ 第二項の規定にかかわらず、補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

② 当社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附則

当社は、第 26 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

上記は当社の定款に相違ない。

東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号
リフォームテクノロジー株式会社
代表取締役社長 佐藤 浩二